

法教育

法教育

センターニュース

増刊号

2010年4月1日

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

あの日の輝く瞳 ～法教育センターニュース増刊号の発行に寄せて～

横浜弁護士会法教育委員会 委員長 狩倉博之



「私が弁護士になったのはいつだろう？」もちろん弁護士登録をした10数年前の春なのですが、弁護士になったんだと実感したのは、登録してしばらく経った夏前のある日、高校生の裁判傍聴を引率し、生徒たちに裁判の解説を

したとき、数か月のつたない新人弁護士の経験談を、生徒たちがキラキラ輝く瞳で真剣に聞いてくれたあの瞬間、「ああ、弁護士になったんだ」と思ったことを今でも忘れません。

登録したばかりの1年目、司法改革を担当する委員会の委員になりました。当時、委員会では市民の皆さんを対象に裁判傍聴会を不定期に開催していて、年に1校か2校、高校生や中学生の傍聴会もありました。たまたまそんな高校生の傍聴会の担当になったのが、思えば今日では「法教育」と呼ばれ、弁護士の活動としても認知されるようになった活動をはじめることになったきっかけです。

当時は弁護士が高校生や中学生に話をするということが、特別なイベントでもない限り決して一般的なことではありませんでしたが、あのキラキラした瞳のインパクトは強く、子どもたちに法や裁判、弁護士の仕事を話すことに大いなる意義と弁護士の活動としての可能性を感じました。正確にはそんな大げさで理性的なものではなく、「中高生に裁判や弁護士のことをき

ちんと知ってもらいたい」「きっと大事なことだ」と言った程度の感覚的なものでしたが、その後もその思いを忘れることはなく、傍聴会を行う部会をつくり、法教育委員会へとなっていました。4年前には講師派遣の窓口である法教育センターを開設することもできましたが、この間の出来事やセンターの実績については昨年度のセンターニュース増刊号で特集していますので、機会があれば横浜弁護士会のホームページにてバックナンバーをご覧ください。

このように成長してきた活動ですが、来年度以降さらなる発展を遂げようとしています。神奈川県では、シチズンシップ教育の一環として、県立高校における法律家による「出前授業」や法律家と連携した「模擬裁判」を推進するべく準備を開始しています。法教育センターでは現在でも年間50回程度の講師派遣、模擬裁判の指導等を行い、延べ100名を超える弁護士がこれらの活動に携わっていますが、県の計画が実施に移された暁には、センターの活動は現在とは比較にならないほどの規模へと拡大することでしょう。活動の実質においても、先に述べたような感覚的なものではなく、教育者と法律家の協働により十分に準備し、構成された、より社会的に意義のある、真に「教育」と呼べる活動になっていくはずです。

法教育センターを立ち上げ、全国に先駆けて弁護士派遣システムを整備した横浜弁護士会としては、神奈川県における試みが今後の法教育のモデルとなり、法教育の一層の推進につながるよう、法教育委員会を中心

に努力していくことを決意しています。今回の増刊号では、そんな努力の一つの成果として、センターが行っている「模擬裁判」の様子をまとめ、紹介させていただくことにいたしました。「模擬裁判」の実施を検討されている関係各位の参考となれば幸いです。

さて、先日、司法試験に合格した司法修習生から、「高校生のころ横浜弁護士会の傍聴会に参加したことがあります」と言われました。思えば10年以上もこの活動に関わっているのですから、当時の高校生が弁護

士になるのも不思議ではありません。優秀な副委員長たちと熱意あふれる若い委員たちに助けられ、委員長も丸4年になります。弁護士としてはようやく中堅に入った程度の私ですが、若い力で立ち上げた委員会です。さらなる飛躍のこの時期、時に心配にもなりますが、後輩たちに今後を委ねたいと思っています。この場をお借りし、今日までのご支援、ご指導に心よりの感謝を申し上げます。

横浜弁護士会法教育委員会 副委員長 村 松 剛



初めて出前授業にいったときのことは、今でもよく覚えています。公文国際学園高等部で、狩倉博之・佐藤裕両先生と一緒に、刑事事件と民事事件について話しました。弁護士登録2年目のことです。

あのときの、子ども達のキラキラした瞳と自分の法的知識を伝えるという素朴な嬉しさが、私の法教育の原点となりました。

それから約8年半がたちました。横浜弁護士会では、それまで部会活動だった法教育を平成16年に委員会活動に改組し、平成18年には全国に先駆けてセンター方式による講師派遣を開始し、現在では多くの会員が法教育活動に関わっています。数名のメンバーが手探りで活動していた約8年半前とは隔世の感があります。

これまで私たち弁護士は、個々の事案における正義の実現を通じて、法の支配が社会の隅々にまで行き渡るよう努めてきました。しかしながら、法の支配を実現するために私たちが出来ることはそれ以外にもあるはずです。私たちが持っている法的な知識や経験、これらに裏打ちされた法的な考え方、そういったものを広く一般市民に伝えていくことも、法律専門家たる私たち弁護士の社会に対する貢献であり責務ではないかと私は考えます。

日本弁護士連合会が平成15年に開催した「法教育シンポジウム 2003」において、米国法曹協会の公教育部部長メイベル・マッキーニ・ブラウニング氏は、講

演で次のように述べていました。

「民主主義における司法制度は、市民の参加と権力の維持に対する市民の支持に影響を受ける公的制度であり、立憲民主主義においては、司法制度の実効性、さらにはその生き残りは、市民の理解、信頼及び信任に大きく依存している。……弁護士及び裁判官には、市民が法、司法制度に対して信頼を深めることを促進する義務がある。極端に言えば、市民からの理解も信頼もされなくなったら、司法制度は終わりだろう。」

私たち弁護士がこれまで培ってきた法的な知識や考え方を独占することなく広く市民に還元することは、私たちの携わる司法や法に対する市民の理解を得ること、ひいては自由で公正な社会の実現に繋がっていくのだと思います。

数年前から、裁判員制度の実施に合わせるように、裁判傍聴や模擬裁判の希望が増えました。これからは、法教育が盛り込まれた新しい学習指導要領への完全移行に合わせて、学校現場からの要請がより一層高まると予想されます。

このような中で、私たち弁護士会の法教育活動に対するニーズは益々大きくなるでしょう。社会に貢献する使命感を抱きつつも、初めての出前授業で体験した爽やかな気持ちや充実感をいつまでも忘れることなく、法教育の普及と推進に取り組んでいければと思います。



法教育委員会に関与するようになって、人前で、それも子供達と話をすることが多くなった。

周囲の目はむしろ出たがりで羞恥心に欠ける人間と見ていようだが、実際は引っ込み思案で人前に出ると緊張する（ように思える）。

その上、子供に話をするとさらに緊張する。

その理由の一つは、子供達が残酷なまでに素直だからである。

一度中学校に講演に行き、開口一番「弁護士は悪い人だと思う人」と手を挙げさせたところ、半分以上が手を挙げたときがあった。ちょうど大きな刑事事件とそれに対する弁護士の対応がニュースになっていたときだったからかもしれないが、マイクを持つ私の手には汗がにじみ、顔は紅潮し、結局その講演はその後の時間のすべてをやや震える声で弁護士の仕事の持つ意義について（簡単に言えば言い訳）説明し続けることになってしまった。全く残酷である。

また、子供達が無防備なまでに素直なことも緊張の原因となる。

大人が相手の講演ならどうせ相手も話半分くらいで聞いており、自分が話したくらいではその人のこれからの人生に大きな影響を与えることまではあまりなさそうである。しかし、子供が相手の場合は彼ら（彼女ら）が人として成長の過程にあり、知識も考え方も外部の影響によって変わってしまう可能性が高いように見える。

普段仕事で話をするときは、相手は依頼者のこともあれば相手方のこともある。その際はその話をどう受け取ってもらいたいかを工夫しているし、特に交渉の場においては自分の考える結論に誘導するような形で話をすることになる（もちろん必ずしもうまくいくとは限らない。必ずうまくいくのであれば大物弁護士になれそうである…）。だからそんな話し方に慣れてしまっている。

しかし、子供の素直さを考えるとこのような話し方を子供に対して用いることには躊躇を覚える。子供達は敏感で、何かの意図を持って質問などをすればすぐにその意図に沿ったような解答をしがちである。それはそれで優れた能力だとは思いますが、果たして私自身の価値観を簡単に押しつけてしまい、そのみがか正しいのだと思われたらどうしようと不安になるのである。また、ふざけた話をしてしまい、子供達が持つ弁護士のイメージ（いいイメージ）を壊したりしたら大問題である。

そのため、私が子供相手に話をするときは普段と違う話し方をする事になり、とても新鮮な経験をすることになる（あまり普段の私を知る人には見られたくないが）。

ところで、私には小学生の子供が二人いる。彼らに対する話し方は子供相手の講演とは違ってむしろ仕事と同様の話し方になる。親として教育しなければならぬから、こちらが正しいと思うように育てるべく強く誘導するのである。しかし、そうしたいと思うのにあの子供達はこちらの思うとおりにはない。私の話の裏を読み、矛盾を見つけ、こちらのミスを見逃さず、しっかりと自らの価値観に照らして判断し、的確に反論してくるのである。

彼らにはもう少し少年期の素直さを持ってもらいたいものである。そして父親の夢と希望に少しは理解を示してもらいたいものである。

ともあれ、また講演依頼があったら引き受けよう。あのきらきらした子供達の目を見ながらいつもと違う話し方をするために。



模擬裁判スライドショー

模擬裁判の紹介

横浜弁護士会法教育委員会作成

※参加者のプライバシー保護のため、写真を一部加工してあります。

模擬裁判の流れ

模擬裁判では、参加者に裁判劇をしてもらい、その後、有罪か無罪かを話し合ってもらいます（これを「評議」と言います）。

メインは「評議」にあります。

これから、写真を用いて、模擬裁判の流れを見ていきましょう。

事前説明



弁護士からスケジュールの説明があります。



弁護士が裁判の流れを説明します。



弁護士が刑事裁判における事実認定について講義を行います。



生徒もみんな真剣です。

事前説明



弁護士からスケジュールの説明があります。

まず、担当弁護士が、簡単な自己紹介（弁護士何年目など）をして、模擬裁判の大まかな流れとタイムスケジュールの説明をします。

その後、刑事裁判手続の説明や刑事事実認定講義を行います。

模擬裁判では、刑事裁判手続の流れを勉強することは大事なことです。

しかし、評議において、生徒たちが、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑罰にするのかなどの被告人の人生を大きく左右する事柄を、刑事裁判のルールの中で悩んで決めるという過程も、刑事裁判手続の勉強と同じかそれ以上に重要なことです。

裁判の流れの説明や事実認定講義は、裁判劇や評議を通じて上記学習効果を得るための基礎講座のような位置づけになります。

なお、模擬裁判のスケジュールは、主に、1日で評議・講評までの全てを終えるものと、2日間に分けて1日目で事実認定講義まで、2日目で裁判員劇から講評までを行うものがあります。

左記写真等は2009年12月に行われた弁護士フェスタに向けて作成したスライドショーです。全35枚を掲載しています。



弁護士が裁判の流れを説明します。

弁護士が、刑事裁判手続について分かりやすく講義します。
刑事裁判を見たこともない生徒も多いため、どのような事件にも共通する基本となる裁判手続の流れの説明をします。

生徒が理解しやすいよう、裁判手続の流れや法廷の配置図などを記載したレジュメを用いて説明します。

また、担当弁護士の裁量にもよりますが、弁護士の経験談など思わぬ裏話が聞けるかもしれません。

なお、模擬裁判では、刑事裁判手続の説明時間が10分から15分程度と短いため、裁判前の捜査段階については説明をしていませんが、裁判傍聴引率の場合には、時間が許す限り、捜査段階の手続についても説明しています。



弁護士が刑事裁判における事実認定について講義を行います。

刑事事実認定とは、起訴状に記載されている検察官が証明しようとする事実（公訴事実）が証拠により認定できるかどうかを判断する作業です。

講義では、弁護士が、刑事事実認定をどのように行うかについて説明します。

「事実が証拠により認定できるか」と言われると難しい印象を受けるかもしれませんが、講義では、身近な例で事実認定のイメージを掴んでもらい、その後、刑事事件の例を用いて事実認定の方法を学んでもらいます。

刑事事実認定講義でもレジュメを利用してわかりやすく説明します。

レジュメでは、ある事実が認定できるかというテーマ（争点）が設定されており、認定に影響を与える複数の事情（被告人にとって有利な事情と不利な事情）が用意されています。

生徒にはこの複数の事情を用いて簡単な事実認定を体験してもらいます。



刑事裁判と民事裁判

刑事裁判とは、検察官が、犯罪を犯したと判断した人の処罰を求めて裁判を申し出た（これを起訴といいます）場合に、裁判所において処罰するか否か、処罰するとしてどのような刑罰にするかを決める手続きです。

民事裁判とは、人と人との間の揉め事を解決するために、ある人（私人）がある人（私人）を訴えた場合に、訴えが認められるかを判断する手続きです。



被告人と被告

刑事裁判では、起訴された人のことを被告人と言います。

そして、民事裁判では訴えられた人のことを被告と言います。

テレビでは、刑事裁判の被告人のことを〇〇被告と言い表しますが、法律上の言葉ではありません。



被疑者と容疑者

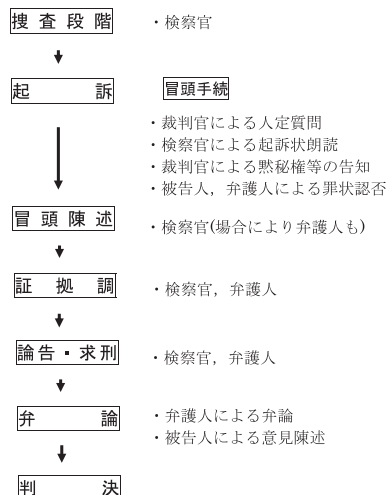
刑事事件は、大きく分けると、捜査段階と裁判段階があります。

そして、捜査段階では、犯罪を犯したと疑われている人のことを法律上「被疑者」といいます。

よく、テレビなどでは「容疑者」という言葉が使われますが、法律上は「容疑者」という言葉はありません。

一説では、被疑者（ひぎしゃ）と被害者（ひがいしゃ）を聞き間違いやすいので、とも言われています。

《刑事裁判（公判）手続の流れ》





弁護士も講義に力が入ります。



模擬裁判の前に弁護士が各参加者の役割分担を行います。

役割が決まったら
いよいよ模擬裁判が
始まるよ！



模擬裁判の前に弁護士が各参加者の役割分担を行います。



役割が決まったら
いよいよ模擬裁判が
始まるよ！



被告人は手錠と腰縄をつけて法廷に入ります。被告人は靴をはいていないって知ってる？



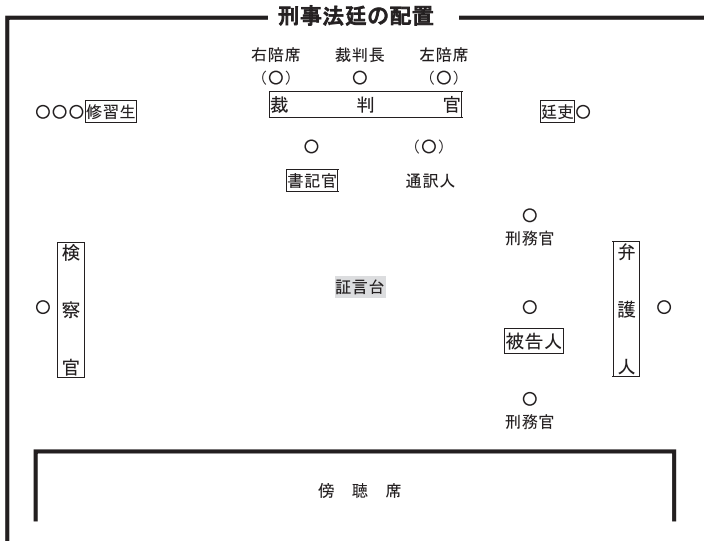
入場は実際の裁判さながらです。



裁判前に手錠と腰縄を外します。



【人定質問】裁判官が名前や住所などを聞いて、出頭しているのが被告人本人かどうか確認します。



入場は実際の裁判さながらです。

被告人役が手錠と腰縄をつけ、刑務官役が引率して入廷します。横浜弁護士会では手錠と腰縄を用意し、実際の裁判さながらの緊張感のもと行っています。入廷後は手錠と腰縄を外し、身柄拘束がされていない状態で裁判をします。



【人定質問】 裁判官が名前や住所などを聞いて、出頭しているのが被告人本人かどうか確認します。



実際の被告人は、ベルトをつけず、サンダル履きです。ベルトは凶器にすることを避けるため、サンダルは逃走しようにも走れないようにするため、と言われています。しかし、被告人がベルトもつけないでだら一んとしたズボンをはき、サンダル履きで、手錠と腰縄をつけられてくると、有罪の心証が働いてしまうとの指摘がなされています。

裁判員裁判では、外見から判断を左右されないよう、被告人が皮靴の外見をしたサンダルをはけるようになったなど、配慮がなされています。それでもサンダルはサンダルですし、スーツでもベルトをできないままですが…。



人定質問とは要するに本人確認のことで、通常は、名前、住所などを尋ねるだけで、身分証の提示すら求められません。不思議に思うかもしれませんが、被告人の多くは勾留されて留置場から警察官の引率で出頭してきますから、他人と入れ替わる心配はほとんどないのです。

人定質問から、いよいよ模擬裁判劇が始まります。用意されたシナリオを、参加者が割り当てられた部分を順繰りに読んでいきます。劇と言ってもシナリオを読むだけなので、暗記は不要です。大切なのは、後に行う評議なので、劇そのものには時間をかけすぎないように注意して下さい。



将来なりたい役割を模擬裁判で演じると職業体験にもなり、一石二鳥です。ですが、あえて将来なりたい役割と違う役割を選んではどうでしょうか。「自分は悪い人の味方をしたくない、だから検察官になりたい。」というのであれば、弁護士役や被告人役をやるのです。反対の立場からものを見ると視野が広がり、気付かなかったことに気付きます。



被告人役を演じるのが学校の先生の場合には、シナリオを暗記して、感情をこめて演じることを勧めます。「先生がシナリオを覚えて一生懸命やっているのを見て感動した。」という生徒の声をよく聞きます。



学校で模擬裁判をやる場合、参観者にも裁判員役として参加してもらいましょう。「実刑と思う人、執行猶予と思う人」と手をあげてもらっただけでも参加意欲が高まります。

なお、「被告人には小学生の子供がおり、実刑になると子供の世話をする人がいなくなる。」という設定で、小学校で模擬裁判を行ったことがあります。

父兄はほとんどが「自分にも子供がいて子供がかわいそうなので執行猶予。」というものでした。

ちなみに、小学生には「親と同じくらいの年齢で可哀そうなので執行猶予。」という意見はほとんどなく、実刑と執行猶予が半々くらいでした。興味深い結果です。



体育館など多人数の前で模擬裁判劇を演じる生徒は緊張するときには失敗することもあります。ここでは、シナリオを読み間違えた生徒に対しては、以下のようにフォローすることも大切です。

「今日の模擬裁判劇で一番よかったのは、弁護士役の生徒が読み間違いをした後に、訂正して最初から読み直していたことだ。弁護士でも言い間違えることがあるが、言い間違えると恥ずかしいので、ごにょごにょごまかしてしまふこともある。訂正するのはなかなかできることではなく、自分も見習いたいと思う。」

担任の先生によれば、「弁護士に褒められた。」と、担任の先生に報告に来るほど、生徒は喜んでいたのであります。



被告人役を学校の先生がやると、生徒が注目し、集中力が一気に高まるのでお勧めです。



【起訴状朗読】 検察官が起訴状を朗読します。



【黙秘権告知】 裁判官が黙秘権の説明をします。



冒頭陳述をする検察官役の参加者

【冒頭陳述】 検察官が裁判で証明しようとする事実を話します。



証拠の説明をする検察官役の参加者

【証拠調べ】 検察官が証拠の内容を説明します。



今回の証拠はスバナだね！



証拠が凶器などの「物」の場合には実物を被告人に示します。



入証した証人役の弁護士

証拠の説明が終わるといよいよ証人尋問です。



【起訴状朗読】 検察官が起訴状を朗読します。

検察官役が起訴状を朗読します。起訴状には、この裁判で審理する内容が書かれています。朗読する部分は、起訴状のうち、公訴事実と罪名及び罰条です。

平成16年検第1-1000号

起 訴 状

平成18年12月26日

横浜地方裁判所 殿

横浜地方検察庁

検察官 検事 我 賀 正 義

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 横浜市鶴見区鶴見中央20丁目1番1号

住 居 同 上

職 業 電気設備工

(勾留中) 知角 地味男

昭和34年4月1日生

公 訴 事 実

被告人は、金品を窃取しようと企て、平成16年12月6日午前零時から同2時30分ごろまでの間、横浜市鶴見区鶴見中央10丁目1番1号鶴見中央電気倉庫に、同倉庫裏口ドアのガラスを割り、その施設を解いて侵入した上、同所で保管中の電気製品在 中の箱を動かすなどして金品を物 色中、同日午前2時30分ごろ、同倉庫警備員古良見田蔵(当65年)に発見されるや逃走を図り、逮捕を免れるため、同倉庫入口前路上において、追跡してきた同人に対し、その顔面を右平拳で1回殴打し、その胸部を両手で突き飛ばして同人を路上に仰向けに転倒させる暴行を加え、よって、同人に全治約3週間を要する左下顎打撲、腰部打撲の傷害を負わせたものである。

罪 名 及 び 罰 条

建造物侵入、強盗致傷

刑法第130条前段、第240条前段



【黙秘権告知】 裁判官が黙秘権の説明をします。

起訴状朗読が終わると、裁判官役が、被告人役に対し、黙秘権の告知を行

います。黙秘権は、被告人が裁判において話したくないことは話さなくてもよいという権利です。被告人役は、黙秘権の告知を受けたうえで、公訴事実に対する自分の意見を述べます。これを罪状認否といいます。弁護人役も、弁護人としての意見を述べます。

冒頭陳述をする検察官役の参加者



【冒頭陳述】検察官が裁判で証明しようとする事実を話します。

検察官役は、被告人がどんな人なのか、どうしてこの犯罪を犯したのか、被告人が具体的に何をして、その結果がどうなったのか、などを物語の形式で説明し、これをこれからの裁判で証拠によって証明していくという趣旨のお話をします。これを冒頭陳述といいます。



黙秘権は、憲法の人権に由来する重要な権利です。刑事手続においては、警察や検察庁での取調べの段階から、被疑者（被告人が起訴される前の呼び方です。）に対して、黙秘権があることの説明がなされます。



検察官が提出する証拠に対しては、弁護人が証拠とすることに同意することによって証拠として採用されることになり、ここで初めて裁判官の手元に証拠が提出されることになります。

証拠の説明をする検察官役の参加者

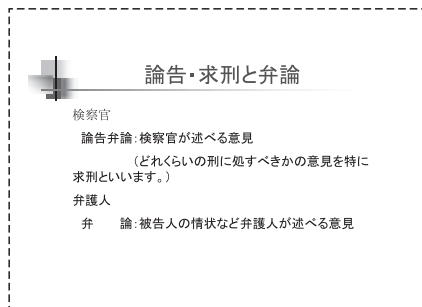


【証拠調べ】検察官が証拠の内容を説明します。

検察官役が、冒頭陳述で述べた内容を立証するための証拠を提出します。検察官が提出する証拠は、被害届や、被害者が警察・検察でお話した内容をまとめた文書（調書といいます）、目撃者が話した内容をまとめた調書、犯罪に使われた凶器などになります。被告人が警察や検察で話した内容をまとめた調書も証拠として提出されますが、法律上は、被告人の調書はそれ以外の証拠（実務的には客観的な証拠などといいます）が裁判所で取り調べられた後でなければ出せないのが原則とされています。

模擬裁判のタイムスケジュール

時間	項目	内 容	獲得目標
9:00	集合		
	会場設営の手伝い		
	担当弁護士の簡単なあいさつ	担当〇〇・△△・××	
9:30	スタート		
	事前講義（事実認定・事後強盗致傷の構造）	担当：〇〇	事実認定のやり方、考え方を理解してもらう。
			本件裁判の争点を確認する
			本件裁判の争点の事実認定の違いによって、結論がどのように変わるかを理解してもらう。
10:15	模擬裁		実際に刑事裁判手続を体験してもらい、全体の手続の流れを理解してもらう。
		被告人入場	
		人定質問	
		起訴状朗読	
		罪状認否	
		冒頭陳述	
		甲号証請求	
		警備員（古良見田蔵）証人尋問	
		乙号証請求	
		弁護側立証	
		被告人（知角地味男）質問	
		論告求刑	
		最終弁論	
11:15	結審・各チームで評議	模擬裁が最終弁論まで終了したら、検察官・弁護人・裁判官の各チームごとに立場を離れて検討する。	事実認定についての事前講義を生かして、実際に模擬裁事例の事実認定、量刑判断にチャレンジしてもらう。
		弁護士3名は、各チームに一人ずつ入って、チーム内の議論が円滑に進むよう支援する。	
		成立する罪名、量刑についての結論を出す。	
11:35	評議終了・判決言渡し	裁判官チームが出した協議結果を、判決として言い渡す。	
11:45	意見交換・事後評議	検察官チーム、弁護人チームからも、チームとしての結論を聞き、発表してもらう。	
		裁判所チームとどこが違うのか、なぜそのように違いができたのかについて、相互に意見交換をする。	裁判体によって結論が違う場合のあること、実際の事実認定の困難さを体感してもらう。
		弁護士が、模擬裁判を見て感じたことを、講評として述べる。	法律家の見解を聞いて、自分の見解と比較してもらう。
12:00	終了		



証人の宣誓のあと、尋問が行われます。テレビドラマなどの法廷のシーンでは、この尋問の場面が「裁判そのもの」として描かれていたりします。

学校で模擬裁判を行うときは、証人役を先生にやってもらい、裁判官・検察官・弁護人役を生徒達にやってもらうことも多いです。

尋問にはシナリオが用意されているので、質問も答えもそれを読み上げることで進めることもできますが、参加者の方がアドリブで鋭い尋問をすることもあります。そんなときは、参加した弁護士も「おお！」と思うことがあります。



尋問では、「異議あり！誘導尋問です！」などと異議が出されることがあります。まさに「裁判」という感じで見所とも言えます。

出された異議については、裁判官役の参加者がそれを認めるか退けるか、

適切に判断することになります。もちろんこれもシナリオに含まれている部分もありますが、アドリブで出せるととても盛り上がることになります。

尋問については、検察官役・弁護人役が複数いる場合は、シナリオの一定部分のところで分けて、少しずつ分担して行うことにすればみんなが発言することができます。

質問に答える被告人役の弁護士



【被告人質問】 裁判では被告人からも話を聞きます。

証人尋問の後には、被告人質問です。証人には退席してもらって、代わりに刑務官と一緒にいた被告人が証言台の前の椅子に座ります。被告人には黙秘権があるので、証人の様に宣誓の手続きはありません。

被告人の話のあとは、検察官からの論告求刑、そして弁護人による弁論（及び被告人の意見陳述）と進んで裁判は結審（終了）してしまいますので、弁護人としては被告人の言い分をきちんと引き出すことが必要となります。

2 被告人は、平成2年ころ婚姻し、前記住所に妻と二人で暮らしている。

3 被告人には、前科はない。

第2 犯行に至る経緯及び犯行状況等

1 被告人は、消費者金融から約500万円の借金をし、その支払いに苦慮していたところ、平成18年12月5日、さらに妻派手子からデジタルビデオカメラをねだられたため、金品を盗むことを決意し、同月6日午前零時ころから同2時30分ころまでの間、軍手をはめた上、持参したスパナで鶴見中央電気倉庫裏口ドアのガラスを割り、割れた所から手を差し入れて鍵を開け、同倉庫内に侵入した。

2 そして、被告人は、前記倉庫内に積まれた電気製品の箱を床におろすなどして金品を物色していたところ、巡回中の警備員古良見田蔵に発見されたため逃走を図ったが、前記倉庫入口前路上において、同人に左肩をつかまれたことから、逮捕を免れるため、右手拳で同人の顔を1回殴り、両手で同人の胸部を突き飛ばして路上に仰向けに転倒させて、公訴事実記載の犯行に及んだものである。

3 その後、被告人は、さらに逃走したが、通行人に取り押さえられ、駆けつけた警察官によって緊急逮捕された。

第3 その他関連事項及び情状等

検察官3 以上の事実を立証するため、証拠等関係カード記載の各証拠の取調べを請求します。

すなわち、書証として、

1 実況見分調査書 資料6

2 病状照会回答書 資料7

3 目撃者古良見田蔵の検察官に対する供述調書 資料8

4 被告人の妻派手子の警察官に対する供述調書 資料9

証拠物として、

5 スパナ 1個

6 軍手 1組

であります。

裁判官4 弁護人、ご意見は。

弁護人1 実況見分調査書と病状照会回答書は証拠採用に同意します。古良見田蔵の供述調書は不同意です。被告人の妻の供述調書は同意します。スパナ、軍手は取り調べに異議はありません。



一口に「異議」といっても、その理由はいろいろあります。例えば…

- ・誘導尋問…質問する人が言って欲しい答えをあらかじめ質問のなかに暗示してする質問
- ・誤導尋問…間違った前提や、争いがあるがまだ決まっていなことのなにもう確定したようにそれを前提として聞くような尋問
- ・重複尋問…とくに理由もないのに、同じ事を繰り返して聞く尋問
- ・関連性のない尋問…証明しようとするに全く関係のない尋問
- ・意見を求める尋問…証人の意見を聞く尋問 などなど。

意見を求めるのは良い様な気もしますが、もともと証人は、自分が体験した事実を自分の記憶通りに話してもらうことが求められているので、証人がそのことについてどういう意見を持っているかを聞くことは予定されていません。もちろんある事柄について専門家の意見を聞くような場合は別です。



検事と検察官、弁護士と弁護人、同じ様ですが、簡単にいうと検察官や弁護人というのは刑事裁判をする上での役割の名前ということになります。弁護人は弁護士の中から選ぶ、というように、職種や資格を示す場合には「弁護士」という言葉が使われます。検察官も（厳密に言うと色々な違いがありますが）大まかに検事が検察官としての職務を行うというように考えれば分かりやすいかと思います。

ちなみに判事と裁判官も大体同じように考えれば良いのですが、裁判の上では裁判官が1人とか3人とかで「裁判所」となって裁判を進めます。裁判官1人の法廷では、1人の裁判官がそのまま裁判所となるんですね。



宣誓は「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べない旨を誓います。」と書いてある宣誓書に署名押印し、これを読み上げることで行います。

ちなみに民事裁判でも尋問の前には宣誓をしますが、民事裁判では裁判官も含めて、法廷にいる人全てが宣誓の時に起立することが多いのですが、刑事裁判の時は、読み上げる人だけ立って読み上げ、他の人は起立することはしません。

理由はよく分かりませんが…



法廷には裁判官の席、証言台、検察官の席、弁護人の席と色々ありますが、そのどの席にもマイクがついています。

このマイクを通した音声法廷にあるスピーカーから流れるのですが、あまり大きな音はしません。

むしろこのマイクは、証人の証言や被告人の話を記録（録音）するために効力があるようです。



検察官が論告求刑を行い、弁護人が弁論をします。



【最終陳述】最後に被告人は言いたいことをいえます。



最終陳述が終わり、手続は終了。被告人は退廷します。この後評議に入ります。

模擬裁判の評議とは

各班に分かれ、裁判劇の中から有罪につながる事柄、無罪につながる事柄を探し、有罪か無罪かを話し合います。
有罪の場合には量刑も話し合います。



参加者は各班に分かれて評議を行います。ここからはシナリオはありません。



評議では有罪か無罪かを決めます。



検察官が論告求刑を行い、弁護人が弁論をします。

検察官、弁護人の順にそれぞれ意見を述べます。

シナリオはありますが、検察官役の生徒、弁護人役の生徒ともに最後の見せ場であり、熱のこもった論告、弁論を行います。

これで手続
は終わりだ
よ。



【最終陳述】最後に被告人は言いたいことをいえます。

最後に被告人は、裁判官に対して自由に発言する機会が与えられます。
裁判劇の被告人役の弁護士は饒舌ですが、実際の刑事裁判では、緊張してほとんど発言できない被告人もいます。



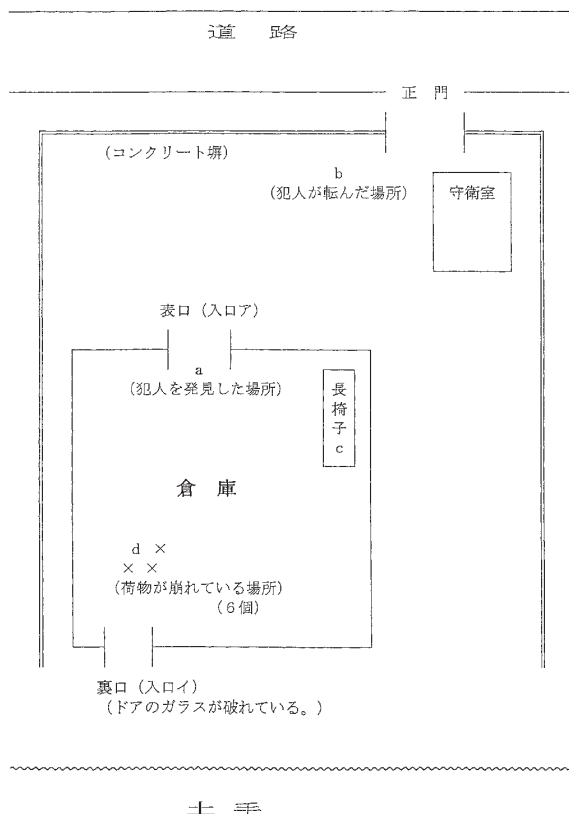
参加者は各班に分かれて評議を行います。
ここからはシナリオはありません。

生徒達は、裁判劇で裁判官、検察官及び弁護人の役を演じますが、裁判劇終了後、今度は各自が裁判員になったかのように各班毎に評議を行います。

裁判劇にはシナリオがありますが、評議は裁判劇に表れた事情をもとに、生徒達が自由に発言し、被告人が有罪か（一部）無罪か、有罪の場合には量刑についても白熱した議論が繰り広げられます。

評議では裁判劇に表れた証拠や証言をもとに、事実認定を行い、被告人の有罪・無罪について論理的に検討します。事実認定の方法については、裁判劇開始前に弁護士の講義を受けています。

現場見取図 1



検察官による意見陳述を「論告・求刑」、被告人・弁護人による意見陳述を「弁論」といいます。また、被告人又は弁護人には、最後に陳述する機会が与えられており、これを「最終陳述」といいます。

なお、実務上は、検察官が論告・求刑を行った後に、弁護人が弁論を行い、最後に被告人が最終陳述を行うのが通常です。



評議当初は、恥ずかしがって議論に参加しない生徒もいますが、各班の指導担当弁護士が質問をするなどして、みんなで議論するように誘導します。ちょっとしたきっかけで議論は盛り上がり、生徒達が自主的に議事進行を行う班もあります。



評議を盛り上げるために、弁護士や教員らが各班で司会をし、評議を整理してあげましょう。例えば、有罪か無罪かを決めてから、有罪なら刑を何年にするか決めるなど、今なにを議論しているかを整理してあげましょう。対象が高校生なら、司会を最初は弁護士らがやりますが、途中からは生徒にやってもらうというのも面白いです。



弁護士にとって模擬裁判は負担が大きいです。模擬裁判は3時間かかるので午前全部を使い、学校は不便なところにあるので往復時間を含めると1日がかかりになります。それでも模擬裁判をするのは弁護士にも勉強になるからです。毎回のように生徒達の評議から弁護士が考えてもいなかったような意見が出てきます。



有罪の場合は、量刑も決めます。



評議後は、弁護士の司会により各班の意見を発表してもらいます。



各班の評議結果について弁護士もコメントします。



裁判官役の参加者が評議の結論に従った判決を言い渡します。



被告人の人生を左右するので真剣に評議しています。正解はなく、みんなで考えることが大切です。



有罪の場合は、量刑も決めます。

模擬裁判では、事実認定の評議に続いて、量刑についての評議を行います。ここでは、懲役何年にするのか、執行猶予を付けるのか、執行猶予を付けたら猶予期間は何年にするのかについて評議します。



評議後は、弁護士の司会により各班の意見を発表してもらいます。

各班での評議終了後、各班の代表者にそれぞれの班の結論を発表してもらいます。結論はどちらとも取れるようにシナリオが出来ているので、有罪と無罪が半々になったり、ほとんどの班が有罪になったりします。逆の結論を発表した班の意見はもちろんのことながら、同じ無罪の結論になったとしても、無罪と判断した主な理由が班によって異なったりするので、ここでも他の人の意見を聞くことが大切であることを知ることができます。



被告人の人生を左右するので真剣に評議しています。
正解はなく、みんなで考えることが大切です。

事実認定と量刑の評議を終え、最後に裁判官役の班から判決の言渡しを行います。言い渡す判決には、有罪と無罪の場合の2種類を用意しており、裁判官役の班の結論に従ってどちらかを読み上げてもらいます。

判決

主文。

被告人を懲役4年に処する。

未決勾留日数中20日をその刑に算入する。

押収してあるスパナ1個及び軍手1組は没収する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由。

罪となるべき事実。

裁判所が認定した事実は、検察官が起訴した公訴事実とほぼ同一である。

以上の事実は、被告人の当公判廷における供述その他の関係各証拠により認定した。

量刑の事情

省略

法令の適用

建造物侵入について	刑法130条前段
強盗致傷について	同法240条前段
牽連犯について	同法54条後段
酌量減軽について	同法72条、同法68条
未決勾留日数算入について	同法21条
没収について	同法19条1項2号
訴訟費用について	刑事訴訟法181条1項本文

この判決は有罪判決です。この裁判に不服がある場合は、明日から14日以内に、東京高等裁判所宛ての不服申立書を、当裁判所に提出して下さい。

言渡しを終わります。



生徒達からは量刑を決めるにあたって、実際に服役した場合どのような生活になるのかなどの質問を受けることがあります。模擬裁判は仮装の事件なのですが、生徒達は実在しない被告人が更生するためにはどのような刑にすべきかを真剣に話し合っています。このような生徒達の姿をみると、模擬裁判をやって良かったなと思います。



執行猶予とは、わかりやすく説明すると、刑務所に行く懲役などの刑とされたときであっても、一定期間悪いことをしなければ、実際に刑務所に行かなくて済むようになる制度です。ただし、その一定期間のうちにまた悪いことをして裁判で有罪になると、その新しい罪の刑と、前に執行猶予された刑をあわせた期間刑務所に行かなくてはならなくなります。「悪いことをすると長いこと刑務所に行かなければならなくなる」という心理的な強制を課すことで、普通の社会の中にいながら、犯罪を犯さずまじめになってもらうことを期待した制度です。

ちなみに、今の法律では、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金の言い渡しを受けた者に認められ、猶予期間は1年以上5年以下と規定されています。



懲役と禁錮の違いですが、両方とも、自由刑の一種であり、受刑者を刑事施設に拘置する刑罰ですが、「懲役」には刑務作業に服する義務がありますが、禁錮にはこの義務はありません。刑務作業が無いので「禁錮」の方が楽そうですが、何もしないのは結構苦痛なので、刑務作業を申しでる人も多いそうです。



今回の増刊号は、2009年12月に行われた弁護士フェスタで展示した模擬裁判のスライドを元に再構成したものです。裁判員裁判が始まったこともあり、うちでも模擬裁判をやってほしいという要望が多くなってきたように思います。

模擬裁判をやってみたいという方が、このセンターニュース増刊号を見て、具体的にイメージを持ってもらえたりすれば、編集した者の一人として「今号は成功」とうれしく思います。

法教育委員会 広報部会担当副委員長 青木康郎

神奈川県では、全ての県立高校で模擬裁判をする案が浮上し、検討の段階に入っています。県立高校は144校、生徒数は11万6千人です。ところが横浜弁護士会の法教育センターが行っている模擬裁判数は年間10件弱ですから、法教育センターだけでこなすのは不可能な数字です。

そこで、法教育センター以外の方でも模擬裁判ができるようにと、今回の臨時増刊号を発行しました。まずは模擬裁判がどんなものかイメージだけでも掴んで頂ければ幸甚です。

法教育委員会広報部会長 江塚正二



横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター

TEL045-211-7707 FAX045-212-2888

受付時間 月～金 午前10時～12時 午後1時～4時

模擬裁判を行うと聞くと、手続の流れを把握することに目を奪われがちですが、一番重要なことは実際に争点となった事実が証拠によって認定できるのか、認定できるとしてその事実がどのような評価につながるのかということです。

模擬裁判を通じて、少しでも多くの生徒達にそのことを体験してもらえればうれしく思います。

法教育委員会広報部会 田丸明子

模擬裁判の評議では、刑事裁判のルールの中で自分の意見を決め、人の意見を聞いて自分に足りない視点を補い、自分の意見を見つめ直して時には意見を再構成します。

法教育は、考える力を養うことを一つの目的にしていると思いますが、模擬裁判は、考えることの重要性や事実を多角的な視点で分析することの重要性を認識する貴重な機会になると思います。

模擬裁判は、最近では裁判員裁判との関係で注目されがちですが、この増刊号から、法教育の授業としての価値も高いことが伝われば幸いに思います。

法教育委員会広報部会 河野隆行

模擬裁判では、担当弁護士は議論をしやすい雰囲気になるように配慮して色々工夫しています。物静かな印象だった弁護士が、子供達の前では冗談を言って、生徒に発言を促したりするなど普段とは違った意外な姿を見られるのも私の模擬裁判での密かな楽しみです。

法教育委員会広報部会 服部知之

本増刊号の編集を通して、裁判劇に証人役として参加したこと、検察官役の生徒達の評議に加わったことなどの思い出がよみがえりました。裁判劇では緊張した面持ちで演じていた生徒達が、評議の際には積極的に発言して討論している姿が一番印象に残っています。

法教育委員会広報部会 村上貴久

今年度より、編集委員になりました。

当初は文言の一つ一つに入念なチェックを行うなど、細かい作業の多さに驚くことばかりでした。まだまだ分からないことが多く大変ですが、先輩に助けられ日々楽しく活動させていただいています。

より多くの皆様に読んでいただけるセンターニュース作りに尽力していきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

法教育委員会広報部会 押田美緒



江塚 正二（デスク）

青木 康郎	田丸 明子
河野 隆行	服部 知之
村上 貴久	押田 美緒